

# 奈良県学校教育の指導方針

## 学校教育の目標

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた国民の育成を目指す。

## 具体目標

- 基礎的な知識・技能を習得させ、学んだことを活用する力を育成するとともに、主体的に学ぶ態度を養う。
- 真理を求め、生命を尊び、自然を愛し、崇高なものに感動する心を育てる。
- 正しい判断力と強い意志を養い、規範意識を高め、自律的な生活態度を育てる。
- 勤労観・職業観を養い、主体的に進路を選択する能力を育てる。
- 自己敬愛に基づく人間関係を深め、社会連帯の精神と社会に貢献する態度を養う。
- 郷土や自国に対する理解と愛情を培い、国際理解を深めることを通して、互いに尊重し合う態度を育てる。
- 健康的な生活習慣を養うとともに、自発的・自主的な体育的活動をすすめ、たくましい心身を育てる。

## 確かな学力の育成

確かな学力は、基礎的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等までを含めたものであり、指導と評価の一体化を図りながら育むことが大切である。

## 豊かな人間性の育成

豊かな人間性は、他の人を思いやる心や社会貢献の精神、生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、自律心や責任感などであり、共生社会を展望し、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、体験的な学習活動の充実にも努め、学校生活のあらゆる場面で育むことが大切である。

## たくましい心身の育成

たくましい心身は、生涯にわたって自らの運動や健康の課題に適切に対応し、活力ある生活を営むことのできる心と体のことであり、学校生活の中で運動・スポーツや健康・安全についての実践を通して育むことが大切である。

## 指導目標

### 基礎・基本の定着を図り、それらを活用する力を育む

#### 確かな学力の育成

- 〈幼稚園等※〉 調べる、比べる、尋ねるなどの様々な手法を組み合わせ、楽しみながら課題を見だし解決する活動を工夫し、感じたことや経験したことを自分なりの言葉などで表現する力を育成する。
- 〈小学校〉 個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるための学習活動を工夫するとともに、各教科等において記録、要約、説明、話し合いなどの言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力を育成する。
- 〈中学校〉 個に応じた指導の充実を図り、小学校の学習内容を考慮し、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるための学習活動を工夫するとともに、各教科等において批評、論述などの言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力を育成する。
- 〈高等学校〉 学習の系統性を考慮し、知識及び技能を定着させる学習活動を工夫するとともに、言語活動の充実により、思考力、判断力、表現力を育成する。
- 〈特別支援学校〉 「個別の指導計画」に基づいた適切な学習指導を展開するとともに、発達段階、障害の状態及び特性等に応じ、自ら社会参画する力を養う。

### 正しく判断し、行動する力を育む

#### 豊かな人間性の育成

- 〈幼稚園等〉 身近な人々との関わりを深め、愛情や信頼感、他の人を思いやる心を育む。自然や身近な動植物に親しませ、生命を大切にすることを育み、協同して遊ぶことを通して、よいことや悪いことに気付かせルールを守るようとする態度を養う。
- 〈小学校〉 自分や他人を理解し、生命を大切にすることや人権を尊重する心、自律心、責任感、正義感を育む。集団宿泊活動や自然体験活動などを通して、基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身に付けさせる。
- 〈中学校〉 自分や他人への理解を深め、生命を大切にすることや人権を尊重する態度、自律心、責任感、正義感を育む。職場体験活動やボランティア活動などを通して、社会生活上のルールやマナーを身に付けさせ、社会参画しようとする態度を養う。
- 〈高等学校〉 人権尊重の精神と生命に対する畏敬の念を深め、他者と共に主体的に生きる能力と態度を育てる。法やルールの意義を理解し、社会の一員としての自覚を深め、よりよい社会を築こうとする行動力を育む。
- 〈特別支援学校〉 様々な経験を通して、自ら他の人に関わろうとする姿勢を養うとともに、集団の中における自分の役割を理解し、行動する力を育む。

### 進んで運動に取り組む力を育む

#### たくましい心身の育成

- 〈幼稚園等〉 いろいろな遊びの中で十分に体を動かし、伸び伸びと行動することを通して、充実感や満足感を味わわせ、健康なからだづくりの基礎を培う。
- 〈小学校〉 外遊びや業前・業間運動などを行うことにより、進んで運動を楽しもうとする態度やいろいろな運動ができる力の基礎を育てる。
- 〈中学校〉 様々な運動の経験を通して、体力向上を図るとともに、積極的に運動に取り組む態度や生涯にわたって運動に親しむ資質を育てる。
- 〈高等学校〉 運動・スポーツに主体的に取り組むことにより、生涯にわたって運動を楽しむ力を身に付けさせるとともに、自らの健康を保持増進できる実践力を育てる。
- 〈特別支援学校〉 自分に合った適切な運動の経験を通して、運動への意欲を高めるとともに、強く活動力のある身体を育む。

※ 幼稚園等とは幼稚園のほか認定こども園を含む

## 令和2年度 上牧町学校教育の方針

### はじめに

美しい自然と拓けゆく郷土「上牧」の学校教育は、時代の進展をみつめ、本町の伝統をふまえ、人間尊重と社会連帯の精神を基とし、一人一人がみんなの幸せを願い、町民憲章の具現化をめざす上牧町民の育成をめざして推進する。

### 上牧町町民憲章

わたくしたちは美しい緑と輝く太陽の自然に恵まれ平和で豊かな未来をめざす上牧町の町民です。

- 一 心のふれあいを大切に楽しい町をつくりましょう。
- 一 自然を愛しきれいな住みよい町をつくりましょう。
- 一 健康のよろこびをもち明るい町をつくりましょう。
- 一 教養を高め文化を育て豊かな町をつくりましょう。
- 一 みんなのしあわせを願い平和な町をつくりましょう。

### 学校教育の信条

- ① 幼児・児童・生徒の一人一人を大切にするとともに、人間尊重の精神を基盤とした教育の充実を図り、心と体の健康と安全に万全を期す。
- ② 各教科・領域にわたって、知・徳・体の調和のとれた教育活動を行い、生きる力としての『確かな学力』をはぐくむ教育に情熱をかたむける。

### 学校教育の指導方針

本町の学校教育の指導方針は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法を踏まえ人間尊重の精神を養い、心身ともにたくましく豊かな人間性で、正々堂々と生きる子どもの育成をめざす。

そのために次の点に留意する。

#### 【確かな学力の育成】

- 個に応じた指導の充実や繰り返し学習など、学習活動を工夫し、基礎・基本の定着を図り、それらを活用する力をはぐくむとともに、各教科等において、記録、要約、説明（批評）、話し合い（論述）などの言語活動の充実を図る。
- 道徳教育、キャリア教育、食育、安全教育、特別支援教育及び防災教育を含めた具体的・実践的な教育の充実を図る。

#### 【豊かな人間性の育成】

- 人権尊重の精神に基づき、子ども一人一人の人格が尊重され、協同の精神が養われるような教育環境を創造し、いじめや体罰を生まない学校文化の構築を図る。
- 幼児・児童・生徒への指導の向上に努め、いかなる場合においても幼児・児童・生徒の人権を侵害することのないよう使命と責任を自覚し、日々の教育活動の深化・充実に努める。

### 【たくましい心身の育成】

- 健康的な生活習慣を養うとともに、自発的・自主的な体育的活動をすすめ、たくましい心身の育成に努める。

### 【家庭・地域との連携】

- 子どもたちの課題解決に向けて、町内幼稚園、小・中学校の連携を強化し、園・学校・家庭・地域が協働して地域教育力の向上を図る。
- 園・学校の教育活動その他の園・学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき園・学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努める。

## 学校教育の具体目標

学校教育は、教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた町民の育成を期して推進しなければならない。

教育目標を次のとおりとする。

- 基礎的な知識・技能を習得させ、その思考力、判断力、表現力を育成するとともに、主体的に学ぶ態度を養い、能力の伸長を図る。
- 正しく判断する能力と強い意思を養うとともに、規範意識を高め、自律的な生活態度を育てる。
- 人権尊重の精神を基盤にした教育の充実を図るなかで、自尊感情を醸成し、自他敬愛に基づく人間関係を深め、社会連帯の精神と社会に貢献する態度を養う。
- 真理を求め、生命を尊び、自然を愛し、美しいものや崇高なものに感動する心を育てる。
- 社会体験的な学習を取り入れ、社会参加の意識や意欲を高め、正しい勤労観・職業観を養い、公共の精神、社会の形成に参画する能力を育てる。
- 遊びや運動を通して健康な体づくりや体力の向上を図り、進んで運動に取り組む態度を育てる。
- 郷土や自国に対する理解と愛情を培い、国際理解を深めることを通して、互いに尊敬し合う態度を育てる。

以上、幼稚園・各学校の実態に即し、具体的な努力目標を定め、日々の教育実践の足もとを確かめ合いながら、斬新にして特色ある教育課程の編成を行い、魅力と活力のある幼稚園・小学校・中学校づくりを期待するものです。

令和 2 年 4 月

上 牧 町 教 育 委 員 会

# 人権教育の推進についての基本方針

平成20年2月15日  
奈良県教育委員会

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。

私たち人間は、生まれながらにして自由かつ平等であり、だれからも奪われることのない様々な権利を等しくもっています。これらの権利は、人類の長い歴史にわたる努力の成果として確立されてきました。日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、国民は不断の努力によってこれを保持し、公共の福祉のために利用する責任を負っていることが明記されています。すべての人が幸福を追求できる社会の実現に向けた取組が求められているのです。

しかし、自他の尊厳が自覚されず、差別的な観念にとらわれたり、権利を侵害したりしている現実があります。人権が尊重される社会を築いていく上で、教育は大きな役割を担っています。倫理観や道徳性を培うとともに、人権についての知識を学びこれを主体的に活用することができる技能を伝え、人権を尊重する態度をはぐくむことが一層必要となっています。

国際社会では、他者の尊厳を尊重する手段や方法を学び、人権の共存を図る努力が求められており、日本においても、人権教育の推進が国、地方公共団体の責務となっています。

県教育委員会はこれまでの成果の上に立って、人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、以下の事項に留意しながら、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。

- 1 自分の大切さとともに、他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくりを、あらゆる教育の場で進めること
- 2 教育の機会均等を保障し、一人一人がもつ可能性を伸ばすとともに、自己実現を目指すことができる能力を育成すること
- 3 人権についての理解を深める学習を進め、自分の権利だけでなく他の人の権利もともに守り、お互いをかけがえのない存在として尊重していく技能や態度をはぐくむこと
- 4 豊かな人権感覚を育成するとともに、人権問題についての確かな見方や考え方を育てる指導の充実を図ること
- 5 様々な人々や文化との出会いを大切にし、開かれた対話と交流を通して積極的に相互理解を図ろうとする態度をはぐくむこと
- 6 生涯にわたる学習を通して、社会の向上のために創造的に取り組み、協働できる人間づくりを目指すこと
- 7 人権教育資料等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域の連携を大切にし、計画的・組織的な取組を行うこと

上牧町・上牧町教育委員会  
〒639-0293  
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350  
TEL 0745-76-1001(代表) FAX 0745-76-1002